

平成 29 年 9 月 21 日

会員各位

公益社団法人日本臨床工学技士会  
理事長 本間 崇

### 医療関係法規の遵守について

時下 会員各位におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より当会の活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、放射線を扱う資格がない臨床工学技士が整形外科手術の際に医師の指示でX線装置を操作していた（照射スイッチを押した）という報道がありました。報道によりますと、県が再発防止を指導したほか、厚生労働省も10年間続いていたことを問題視し、違反の実態などの報告を求める方針とのことです。

近年の医療の専門分化により、臨床工学技士が、心・血管カテーテルなど放射線管理区域において業務をする機会が増加しておりますが、業務独占への違法行為は医療職種が相互に連携するチーム医療を損なう行為であり、安全で安心な医療の確保が困難になるばかりか、患者さんから信頼を大きく失することになり、遺憾にたえません。

当会倫理綱領、倫理規定では「6 臨床工学技士は、常に他の医療職との緊密な連携を図り、より円滑で効果的、且つ全人的な医療に努め信頼を維持する。」と定められています。

臨床工学技士は、患者への直接的、間接的な医療行為に関わり患者への影響を与えかねない業務に従事することから、医療関係法規に基づいた職種の業務独占資格を理解し常に他の医療職との緊密な連携を図り業務に携わる必要があります。

そこで会員各位には、今一度当会ホームページに掲載する倫理綱領を十分に理解の上、臨床工学技士法の遵守と職業倫理に対する最善の努力をもって業務を遂行するようお願いいたします。

記

倫理綱領掲載 URL

<http://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf>

以上